

高山市ごみ処理施設建設工事 募集要項に係る質問書（第1回質問）に対する回答書

令和4年6月7日

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	5	Ⅱ	9	(2)			施工業務	貴市職員殿への教育指導の期間、教育指導すべき人数をご教示いただけませんか。	教育指導期間は発注仕様書第1章第6節、2、2)に記載のとおりです。教育指導すべき人数は10人程度を予定します。
2	入札説明書	13	Ⅲ	4	(2)	ウ	(イ)	本施設の代表企業の要件	本契約時点での人員配置を現時点で確定させることが困難であるため、入札参加資格申請時においては該当する資格を有する監理技術者を複数人選出し、事業実施時において当該技術者から1名を選任してもよろしいでしょうか。	認めます。
3	入札説明書	13	Ⅲ	4.	(2)	ウ	(イ)	本施設の代表企業の要件	(イ)資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	認めます。
4	入札説明書	13-14	Ⅲ	4.	(2)	ウ・エ		専任技術者	監理技術者の専任期間について、工事期間中のみという認識でよろしいでしょうか。	監理技術者の職務である、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行うことが可能である場合において、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)の専任の配置は不要と認めます。
5	入札説明書	14	Ⅲ	4.	(2)	ウ	(エ)	受注実績	ストーカ実績ですが、国内でまれに見ない大変高い排ガス基準を目指していることから、全連続式ストーカ施設の建設及び運営の実績があるとの理解でよいですか。	入札説明書に記載のとおりです。
6	入札説明書	14	Ⅲ	4.	(2)	ウ	(オ)	ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者	設計に必要な段階から配置するよう指定のあるボイラー・タービン主任技術者と電気主任技術者は、雇用者との直接的かつ恒常的な（入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上）雇用関係がある必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	14	Ⅲ	4.	(2)	エ	(ウ)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	(ウ)資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	認めます。
8	入札説明書	14	Ⅲ	4.	(2)	エ	(ウ)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	建築一式工事に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を専任配置する場合は、協力企業より配置出来るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	14	Ⅲ	4.	(2)	エ	(オ)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	施工実績について、本施設の建築物と同種の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。とありますが、同種とはごみ焼却施設以外でも宜しいのでしょうか。また、実績は元請、下請工事のどちらでも宜しいのでしょうか。そして、地下構造物の実績として規模的なご指示はございませんか。	同種の建設工事とは、廃棄物焼却施設整備工事のほか、し尿処理施設整備工事などで貯留施設などの地下構造物を有する工事とします。地下構造物の規模は特に指定しません。下請けとしての実績の場合は、一次下請けとして、工事の主たる部分を担当したものとします。
10	入札説明書	15-22	Ⅲ	4.	(3)			ごみ処理施設建設工事における入札参加形態図	共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。に関して、複数の地元企業により甲型JVを組成した場合、この地元土建JVを1つの構成員とし、プラントメーカー ＋ 地元土建JVとした共同企業体（乙型）もお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	共同企業体の構成員数は、地元土建JVの構成員を含めて2社又は3社とします。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
11	入札説明書	16	Ⅲ	5.	(1)	カ		技術提案書類記載要領	「技術提案書類の本文の文字サイズは12ポイント以上」とありますが、様式集（その1）の技術提案書類作成要領では「10ポイント以上を基本」とあります。詳細に提案内容を記載する観点から、10ポイント以上が正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書 様式集（その1）	16	Ⅲ	5	(1)	カ		技術提案書類記載要領	入札説明書には「技術提案書類の本文の文字サイズは12ポイント以上を用いること。」とありますが、様式集（その1）の技術提案書類作成要領には「技術提案書の本文の文字サイズは10ポイント以上を基本とすること。」とあります。12ポイント以上と10ポイント以上のどちらを正とすればよろしいでしょうか。	No.11と同様です。
13	入札説明書	17	Ⅲ	5	(3)	オ	④	関心表明書	関心表明書の提出は不要とのことですが、提出したとしても評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	20	Ⅲ	9	(5)			賠償金等	「落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5を下限とする金額を機会損失損害賠償金として徴収する」。とございますが貴市の責に起因して契約が締結しない場合は記載の賠償金等は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式集（その1）		第2	3	1			入札参加者の受注実績（プラント）	業務期間は建設工事期間を記載し、稼働期間については、現在も稼働中の工場については、稼働日（竣工日）から入札参加資格提出日の日付を記載すれば、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式集（その1）		第2	3	1			契約書写し等	契約書一式でなく、工事名、契約日、契約者等求められている受注実績がわかるページのみ提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式集（その1）		第3	3	1			代理人名	代理人名を記載する項目がございますが、本入札書の提出に際し、直接代表者が提出しない場合に、持参する者を代理人として記載するものと理解してよろしいでしょうか。 また、第2-6号様式において委任事項（5）に「復代理人」のご記載がございますが、この復代理人とは第3-3-1号様式における「代理人」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	様式集（その1）		第3	4	1～35			添付資料	「添付資料を付ける場合にはA3版・横2ページまでとする」とありますが、構成、内容に応じてA4版・2ページとしてもよろしいでしょうか。	認めます。
19	様式集（その1）	24 26	第3	4	1 3			①-1 自主規制値を遵守するためのプラントシステムの構築 ①-3 環境影響の低減	「①-1 自主規制値を遵守するためのプラントシステムの構築」 「①-3 環境影響の低減」の評価の視点・記載要領に騒音・振動・悪臭対策に関する項目がありますが、①-1では（排ガス）自主規制値についてのご提案を、①-3では騒音・振動・悪臭・害虫・粉じん等に関するご提案を記述するものと理解してよろしいでしょうか。 そうではない場合、各々の様式について記載する意図（目的）をご教示いただけないでしょうか。	①-1ではプラントシステムとしての基本的な考え方を記載し、①-3では具体的な仕組みや工夫を記載してください。
20	様式集（その1）		第3	4	9			②-4 エネルギー活用提案	発注仕様書138ページでは「電池ステーション」と表記され、EVごみ収集車の導入も含めた内容となっています。つきましては本様式には蓄電池のみならずEVごみ収集車の活用も含めた提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集（その1）		第3	4	29			⑦-4 人員配置、体制	運営は市の直営（及び委託）で行うと記載ありますが、市の直営（職員）は何名、何班を想定しておりますでしょうか。また、運転管理業務を委託される場合は、夜間のみを想定されているのでしょうか。	直営としては施設の統括、計量、プラットフォーム及び利用者対応等を、運転業務を委託する場合は24時間体制で委託することを想定しています。
22	様式集（その1）		第3	4	29			⑦-4 人員配置、体制	運営は市の直営（及び委託）で行うと記載ありますが、「市の直営」は運転管理業務を、「委託」は維持管理業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では、運転管理は直営、維持管理は委託という分担方針はありません。
23	様式集（その1）		第3	4	34			⑨-1 地元企業との連携・活用	第3-4-34号様式別紙への記載に関する留意点 ※4一次下請けの計上金額＝一次下請けへの発注額×（100%-（構成企業（地元企業の出資比率）））とありますが、一次下請けの計上金額は以下が正ではないでしょうか。 一次下請けの計上金額＝一次下請けへの発注額×（100%-（構成企業（地元〃外〃企業の出資比率）））	第3-4-34号様式別紙の記述のとおりです。 式の中の一次下請けへの発注額は、“地元”一次下請けへの発注額であり、この中から地元構成企業の出資比率分を除く必要があることから、記述のような式となります。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
24	様式集（その１）		第3	4	34			⑨-1 地元企業との連携・活用	第3-4-34号様式別紙への記載に関する留意点 「※4 上記※3に関わらず、地元企業が共同企業体（甲型JV）の構成企業である場合は、計上できる見込み金額は一次下請けまでとする。」とのご記載がございますが、地元外企業と地元企業が特定建設工事共同企業体（甲型JV）を組成した場合の地元企業への貢献金額は以下の考えにより算出するものと理解してよろしいでしょうか。 ①地元企業の出資比率相当分を貢献金額として計上（JVの受注額×地元企業の出資比率） ②JVから下請の地元企業への発注額については、JVにおける地元企業の出資比率分を除く金額を貢献金額として計上（下請地元企業への発注額×(100%－地元企業の出資比率)）	ご理解のとおりです。
25	様式集（その２）		第3	4	7 8			電気関係（発電電力等）、熱利用関係	当様式で要求されている年間発電量、年間熱供給量等は、施設の稼働条件により大きく異なります。各社同条件で比較評価を行うためにも、貴市の想定される本施設の年間稼働計画（条件）の提示いただけないでしょうか。 具体的には「各季節（春夏秋冬）毎の1炉稼働日数、2炉稼働日数、全炉停止日数」をご教示ください。	将来ごみ量に合わせて1炉稼働、2炉稼働の日数を想定し設定してください。将来ごみ量が減少していくことを踏まえ、貴社の提案コンセプトに沿って年間稼働計画をご提案ください。後日、参考資料を提供します。
26	入札説明書 様式集（その2）	5	第3	4	10号	様式	別紙	供給電力量	既設最終処分場を含めた貴市の各施設への電力供給量を記載する欄がありますが、これら数値を事業者にて試算するためには、これら施設の必要電力量を把握する必要があります。つきましては、各施設の年間必要電力量およびその試算根拠（例：一番簡略化したものであれば、「年間必要電力量●kWh/年＝時間最大の必要電力量▲kWh/h×供給時間24h/日×供給日数365日/年」）をご教示願います。 ※時間最大の必要電力量▲kWh/h：発注仕様書P14/8 余熱利用基本方針（案）に記載された値 なお、これら施設とは、「リサイクル施設整備後」の施設との認識です。	ご要望の詳細情報はデータが存在しないためお示しできません。 添付資料10を追加して平成30年度～令和2年度の月別電力使用量と時間最大供給電力の推定情報を後日提供致します。
27	入札説明書 様式集（その2）	5	第3	4	10号	様式	別紙	年間熱供給量	老人福祉施設への熱供給量を記載する欄がありますが、本数値を事業者にて試算するためには、本施設の必要熱供給量を把握する必要があります。つきましては、本施設の年間必要熱量およびその試算根拠（例：「年間必要熱量●MJ/年＝Σ（季節毎の必要熱量▲MJ/h×供給時間24h/日×季節毎の供給日数■日/年）」）をご教示願います。 ※季節毎の必要熱量▲MJ/h＝別添資料7「資源RC場外蒸気量」の実績値より算出した各季節毎の平均蒸気量（t/日）÷24h×2,748kJ/kg（0.5MPaAの飽和蒸気エンタルピー） ※季節毎の供給日数■日/年：春（3～5月）＝92日/年、夏（6～8月）＝92日/年、秋（9～11月）＝91日/年、冬（12～2月）＝90日/年	ご要望の詳細情報はデータが存在しないためお示しできません。 別添資料7を参考にしてください。
28	様式集（その２）		第3	4	10			温室効果ガスの排出抑制対策関係	当様式で要求されている購入電力量、発電電力量等は、施設の稼働条件により大きく異なります。各社同条件で比較評価を行うためにも、貴市の想定される本施設の年間稼働計画（条件）の提示をお願い致します。 具体的には「各季節（春夏秋冬）毎の1炉稼働日数、2炉稼働日数、全炉停止日数」をご教示ください。	将来ごみ量に合わせて1炉稼働、2炉稼働の日数を想定し設定してください。将来ごみ量が減少していくことを踏まえ、貴社の提案コンセプトに沿って年間稼働計画をご提案ください。後日、参考資料を提供します。
29	様式集（その２）		第3	4	12			ライフサイクルコスト（30年間）関係	竣工引渡後の点検費、補修費等は施設の運転方法、稼働条件により大きく異なってきますので、別紙に記載する金額は様式集（その1）第3-4-12号の参考となるものと理解してよろしいでしょうか。また、別紙の記載内容には発注仕様書7頁に記載されている延命化工事については含まないものと理解してよろしいでしょうか。	機器の更新や延命化工事も含めたライフサイクルコストの低減にも配慮した施設であることを数値で示してください。なお、稼働条件についてはNo.25を参照してください。
30	様式集（その２）		第3	4	12			ライフサイクルコスト（30年間）関係	「施設供用後（30年間）に係る点検費、補修費、その他の費用について記載すること」との記載がございますが、貴市の運転状況により、将来にわたる補修費等については変動幅が大きくなることを鑑み、例えば供用開始後15年程度までの提示とさせていただけないでしょうか。	30年間の点検費、補修費、その他の費用の記載を求めます。 30年の間に大規模改修の必要かどうかなど、金額に反映される、ライフサイクルコスト低減の考え方を示してください。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
31	様式集（その２）		第3	4	12			ライフサイクルコスト（30年間）関係	現時点で30年間のライフサイクルコストを正確に積算することが困難な点や、本契約には含まれない費用を記載することになる点から第3-4-12号様式 別紙はあくまで参考資料であり、第3-4-12号様式において別紙記載の金額が定量的もしくは定性的に評価されることはないと理解してよろしいでしょうか。	第3-4-12号様式 同別紙への記載内容は評価の対象です。別紙には標準的な運転状況下で想定されるコストを示してください。本契約には含まれない内容ながら、耐久性等、ライフサイクルコストの低減にも配慮した施設であることを数値で示してください。
32	様式集（その２）	6	第3	4	12	様式	別紙	ライフサイクルコスト	本事業はEPCという発注形態であることから、点検・補修費及びその他費用に関する提案は、別事業となります。従いまして、本項目での提案は参考値であり、詳細については実施の際に協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	第3-4-12号様式 同別紙への記載内容は評価の対象です。別紙には標準的な運転状況下で想定されるコストを示してください。本契約には含まれない内容ながら、耐久性等、ライフサイクルコストの低減にも配慮した施設であることを数値で示してください。 なお、別紙の金額については、その金額での点検・補修の保証を求めるものではありませんので、各年度に実際にかかる費用については協議に応じます。
33	様式集（その２）		第3	4	28			用役関係	本工事はDBO案件ではありませんので竣工後のユーティリティ手配は貴市によるものとなります。一般的な品目（助燃油等）については単価をご指定願います。 また、ユーティリティ類の中で受注者独自の提案となる品目につきましては、受注者が想定する単価、数量、条件にて算出される金額を参考値として記載するものとしてよろしいでしょうか。	灯油102円/ℓ(消費税別) 軽油140円/ℓ(消費税別) レギュラーガソリン159円/ℓ(消費税別) LPガス470円/㎡(消費税別)＋基本料金1,700円(消費税別) 重油96円/ℓ(消費税別) その他の用役単価は提案の範囲とします。
34	様式集（その２）		第3	4	28			用役関係	「契約電力(kW)基本料金」については、最終処分場やリサイクル施設等の貴市計画施設と共通で施設全体として契約されるものと理解してよろしいでしょうか。 また、その場合は契約単価は中部電力規約に則って算出し、また貴市計画施設の消費電力はすべて“1時間最大電力量見込み”を考慮するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集（その２）	-	第3	4	28			用役関係	「上水道基本料金」及び「上水道使用量」については、最終処分場やリサイクル施設等の貴市計画施設とは別に、新ごみ処理施設単独で契約されると理解してよろしいでしょうか。 また、量水器口径により基本料金が決まりますので、貴市のご指定がございましたらご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 量水器口径は75mmです。
36	様式集（その２）	6	第3	4	29	様式	別紙	運営人員体制関係	本項目にて提案する運営人員体制について、運営範囲が明記されていないため、本提案は参考であり、詳細については実施の際に協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式集（その２）		第3	4	34			地元企業との連携・活用	第3-4-34号様式の※2において「建設工事実施時に」とのご記載がございますので、本様式における「継続期間」とは建設工事時を指すものと理解してよろしいでしょうか。 本様式の下段に「焼却施設の運用期間は30年とする」とのご記載がございますが、本事業は公設公営方式であり、事業者の提案として施設竣工後の地元発注額・発注先をご提示することは困難であるため、建設工事時の地元発注額をご提案させて頂くものと理解しています。	「継続期間」は建設工事期間中及び本施設の運用期間(30年間)を指します。 本施設の運用期間中に関する記載については、市内で調達可能と思われる工種、納入先、継続期間、見込み金額(30年間)を示してください。
38	様式集（その２）	6	第3	4	34	様式	別紙	地元企業への発注額	本項目にて提案した地元企業への発注見込み金額について、「継続期間全体での発注金額等の合計を記入すること。焼却施設の運用期間は30年とする。」とありますが、運用期間中の発注に関しましては、別事業となります。従いまして、運用期間中の発注見込み額の提案内容は参考値であり、詳細は実施の際に協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	発注仕様書	2	第1章	第1節	5			敷地面積	敷地面積：約9,000m2の範囲は、別途資料3「事業用地範囲図、煙突配置可能範囲」のうち既存施設東側の造成工事にて整備される平地部分という認識でよろしいでしょうか。また、事業用地は赤いハッチングの範囲の記載ですが、面積をご教示願います。	敷地面積についてはご理解のとおりです。 事業用地範囲の面積は約32,090m2です。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
40	発注仕様書	2	第1章	第1節	5			事業用地	別添資料3に示されている事業用地範囲が、日影規制の検討条件となる建築確認申請上の敷地範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	発注仕様書	3	第1章	第1節	6	3)	(3)	降水量	最大降雨量：62.0mm/時とありますが、造成設計における降雨強度と考えてよろしいでしょうか。また、外構工事構内排水設備にもこの雨量を適応する考えでよろしいでしょうか。	造成設計における降雨強度は、岐阜県の「開発許可事務の手引き」及び「林地開発許可審査の手引き」などに準拠して設定してください。また外構工事構内排水設備についてもこれらに基準に準拠して設定してください。
42	発注仕様書	4	第1章	第1節	6	7)	(6)	雨水	調整池は、本事業による発生する雨水の容量に対して十分に足りると思ってよろしいでしょうか。造成工事で整備される調整池の仕様をご教示願います。	本施設の敷地造成工に伴う雨水流出量の増加を踏まえ、計画調整池容量を18,310㎡と設定しています。
43	発注仕様書	5	第1章	第1節	6	4)	(3)	都市計画決定	都市計画決定の範囲は別途資料3「事業用地範囲図、煙突配置可能範囲」の事業用地（赤いハッチ）でしょうか。	都市計画決定の範囲は、後日提示します。
44	発注仕様書	5	第1章	第1節	6	5)		緑化率	緑化率については「特に制限なし」とのことで、p. 43の「1 関係法令等の遵守」においても「工場立地法」の記載がありません。p. 13の老人福祉施設への蒸気供給や、p. 138の電池ステーション（蓄電池）を経由しての電力供給について、工場立地法適用外とのご判断をされているとの理解でよろしいでしょうか。	ごみの焼却熱を利用した売電、売熱事業は実施せず、主に自家利用として活用しますので、工場立地法の適用外と判断しています。
45	発注仕様書	5	第1章	第1節	6	7)	(3)	燃料	「プラント燃料は〔灯油〕とありますが、手配性、費用対効果などを総合的に勘案し、他の燃料でご提案してもよろしいでしょうか。	[]書きにより仕様が示されている箇所は、合理性や明確な理由があり、本市が妥当と判断した場合には変更を可としています。
46	発注仕様書	6	第1章	第1節	6	7)	(5)	雨水	「雨水調整池（別途造成工事で整備）に導水し、」とありますが、本工事敷地から雨水調整池までの排水設備の整備も別途工事という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	発注仕様書	6	第1章	第1節	6	7)	(6)	電話・通信	電話の取合い点をご教示願います。また内線電話の使用条件をご教示願います。	電話の取合点は、建設期間中の協議となります。 内線電話の使用条件については、本施設内の必要箇所、第1次埋立処分地污水处理施設、第2次埋立処分地污水处理施設及び第1受水槽との間で相互連絡ができることを想定しています。
48	発注仕様書	6	第1章	第1節	6	7)	(11)	業務範囲	「その他、本事業に必要な設計及び建設工事・業務」に電力工事負担金は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	本施設では中部電力の電気系統への逆潮流を行わないため、工事費負担金は発生しません。
49	発注仕様書	6	第1章	第1節	7	1)	(8)	ユーティティ―関連業務	電気、上水、井水等の・・・と井水の記載がございますが、プラント・生活用水の水源は上水と記載されておりますので、本事業では井戸掘削は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	発注仕様書	6	第1章	1	7	1)	(8)	ユーティリティ関連業務	「試運転中の焼却主灰、焼却飛灰の処分」には、灰搬出場からの搬出作業も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	発注仕様書	6	第1章	第1節	7	1)	(9)	防火水槽	防火水槽等と記載がございますが、市殿にて事前に消防と協議により防火水槽の設置の可否協議済みでしたら協議結果をご提示ください。また、建設地周辺の消火栓（水道管直結）や既設の防火水槽がございましたらご教示願います。	防火水槽の可否については未協議です。 建設地周辺の消火栓、既設の防火水槽の位置は後日提示します。
52	発注仕様書	7	第1章	第1節	8	1)	(9)	敷地造成工事	敷地造成工事の設計図を供与お願いいたします。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
53	発注仕様書	8	第1章	第2節	(12)			二酸化炭素排出量	” 「エネルギー回収型廃棄物処理施設」の交付要件(～、二酸化炭素排出量：一般廃棄物処理量1トン当たり0.346kg以下) ” については、346kgの誤記と思われますので、ご確認をお願いいたします。 【温室効果ガス排出抑制等指針 別表第四 抜粋】 溶融処理を行わない一般廃棄物焼却施設 $y = -240 \log(x) + 820$ 以下 x：一般廃棄物焼却施設の1日当たりの処理能力（単位：トン） y：一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安（単位：一般廃棄物処理量1トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量） $y = -240 \log(95) + 820$ [kg-CO2/t-焼却ごみ] 以下 = 345.35 [kg-CO2/t-焼却ごみ] 以下	発注仕様書に記載のとおりとします。
54	発注仕様書	8	第1章	第2節	1	23)		共通事項	「本工事に関連して市民より苦情等があった場合は、本市に報告すると共に、速やかに対応すること。その費用は、事業者の負担とする。」とありますが、事業者責任のある場合に費用負担を行うものと解釈します。その他、費用負担すべき事由等がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。 その他、費用負担すべき事由としては市民等への工事説明会資料作成や現場見学会等に要する費用が想定されます。
55	発注仕様書	9	第1章	第2節	3			敷地造成設計・工事	本工事の建築設計に合致するよう造成工事で実施いただけるとのことですが、造成工事で設置された仮設物等、撤去などは本事業者にて実施するものとして、掘削に伴う法面形成保護、山留、掘削内の排水対策も造成工事にて実施いただけると理解してよいでしょうか。	仮設物等の撤去は造成工事事業者が実施します。また造成工事では掘削までを対象としており、引渡しまではそれに伴う養生等を造成工事に対応します。
56	発注仕様書	9	第1章	第2節	3			敷地造成設計・工事	別添資料5の敷地周囲に緑色の2重で表記された側溝と思しきものが見受けられますが、レベル等詳細がわかる図面をご教示願います。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。
57	発注仕様書	9	第1章	第2節	4	1)	(3)	高山市ごみ処理施設基本設計書	高山市ごみ処理施設基本設計書と発注仕様書に齟齬がある場合、発注仕様書を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	発注仕様書	9	第1章	第2節	3			敷地造成工事	別途造成工事で本事業用地範囲内に排水管など埋設される構造物などございましたらご提示ください。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。
59	発注仕様書	9	第1章	第2節	3			敷地造成工事	別途造成工事の盛土範囲について、造成工事起因による地盤沈下は本事業の責任は無いという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、特殊な建設重機等重量物による地盤沈下については、予め土質試験を行って支持力などを確認してください。
60	発注仕様書	9	第1章	第2節	3			敷地造成設計・工事	貴市による造成工事の中の建物基礎の掘削工事は、本工事の建築確認申請上の「工事の着手」とはみなされず、受注者が掘削工事開始前までに本工事の建築確認済証の交付を受ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	発注仕様書	12	第1章	第3節	5			搬出入車両	表「搬入車両の最大寸法等」に記載の各車両に関し、カタログまたは車検証等の車両詳細がわかる資料をご提示願います。	本施設内で利用を想定する車両(薬品ローリー、重油ローリーを除く)については、入札参加資格審査申請書の提出者に車検証の写しを提供します。
62	発注仕様書	12	第1章	第3節	5	1)		搬入車両	搬入車両の一覧表に小型家電運搬車の記載がありますが、1) ①～⑤の車両及び別添資料1 表11-2には記載がありません。小型家電運搬車については新工場への搬入はないものと理解してよろしいでしょうか。	小型家電運搬車は新工場内へは入場しませんが、本施設内の道路を通行します。
63	発注仕様書	12	第1章	第3節	5	1)		搬入車両	搬入車両の一覧表について、車両はメーカー、型式により軌跡が異なります。より精度の高い見積を行うため、搬入出車両の参考図をご提示いただけないでしょうか。	本施設内で利用を想定する車両(薬品ローリー、重油ローリーを除く)については、入札参加資格審査申請書の提出者に車検証の写しを提供します。
64	発注仕様書	13	第1章	第3節	8	4)		場外余熱利用	取合い点のレベル（地盤よりの高さ）及び構造（土中埋設、地中函渠、架空など）をご教示願います。また、取合い点までの配管方法（架空または埋設）の指定がございましたらご教示願います。	後日、資料提供します。 配管方法は、提案の範囲とします。

No.	資料名称	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
65	発注仕様書	14	第1章	第3節	8		余熱利用計画	p. 14に新施設から電力供給を行う施設とその時間最大供給電力をお示し頂いておりますが、これらに追加して、各々の時間最小供給電力と平均供給電力及び各施設の24時間の電力使用トレンドをご教示願います。	ご要望の詳細情報はデータが存在しないためお示しできません。 添付資料10を追加して平成30年度～令和2年度の月別電力使用量と時間最大供給電力の推定情報を後日提供致します。
66	発注仕様書	14	第1章	第3節	11	5)	排水対策	下水放流に際し、放流量の制限有無の記載がありませんが、制限は特にないと解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	発注仕様書	18 28	第1章	第3節	10	6)	焼却主灰及び飛灰 固化物の基準/ 性能保証事項	P. 18 6) 焼却主灰及び飛灰固化物の基準では、焼却主灰のみのDXNs含有量基準値が示されています。一方、P. 28 性能保証の表中には、処理飛灰についても基準値が示されています。p. 28を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 発注仕様書p.18に追記します。
68	発注仕様書	20	第1章	第3節	13	2)	火災対策	計画設計、積算上、消防当局やその他関係官庁との事前協議が必要となります。業者側にて協議可能と考えてよろしいでしょうか。	火災対策設備などの事前協議については、施設の詳細が明確でないため実施設計時に消防本部との協議になります。
69	発注仕様書	22	第1章	第5節	1	①	使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする。①本仕様書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	国内の稼働実績のみでなく原則として第1章第5節1①～⑤を満たす必要があります。
70	発注仕様書	22	第1章	第5節	1	②	使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする。②原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨、機器等については、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績が有れば、成分・強度がJIS規格材と同等の海外規格材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.69と同様です。
71	発注仕様書	22	第1章	第5節	1	②	使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする。②原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること」とありますが、ボイラの耐圧部に関しては「発電火力設備の技術基準」で認められているJIS規格材と同等のASME材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.69と同様です。
72	発注仕様書	22	第1章	第5節	1	③	使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする。③検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること」とありますが、海外工場で製作組立てし輸送時に解体が必要な場合、組立て状態での作動検査等は海外製作工場での実施を考えてもよろしいでしょうか。	原則として海外で完成品を製作する場合は現地搬入前に国内の倉庫・工場などで工場検査を行うものとします。 具体的な検査方法については協議に応じます。
73	発注仕様書	23	第1章	第6節	3	1)	本市の負担	「①ごみの搬入」については貴市の負担との事ですが、受入開始前に計量機やプラットホーム投入扉等の操作方法の指導が完了していることを条件として、計量業務（料金徴収業務を含む）やプラットホームの諸業務は貴市にて実施頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	発注仕様書	25	第1章	第7節	2	7)	性能保証に関する 覚書	性能保証に関する覚書の内容について、工事業者が各年度において点検整備業務を受託した場合には、性能を保証する事との記載がありますが、各年度の点検整備業務の仕様や委託料等はその際の施設の状況を加味した上で工事業者及び貴市にて協議を行い決定し、そこで決定した点検整備を行った上で、工事業者が性能を保証するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	発注仕様書	30	第1章	7	1		性能保証事項 No. 18	「非常用発電機はJIS B8041に準じる」とありますが、ディーゼルエンジンを採用する場合は、JIS B8014を適用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	発注仕様書	33	第1章	第9節	4	1)	電気引込工事	第 1 次埋立処分地汚水処理施設への送電に関して、現状の送電ルートへの共架は可能と考えてよろしいでしょうか。もし不明の場合は検討のための図面等をご教示願います。	現状の送電ルートへの供架は提案の範囲内です。電柱の強度等を含めて検討してください。 現ルートについては、後日資料提供します。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
77	発注仕様書	33	第1章	第9節	4	1)		電気引込工事	第 2 次埋立処分地污水处理施設への送電に関し、現施設～第 2 次埋立処分地污水处理施設の埋設配管ルートの詳細（ルート、電線管径、本数、新施設よりの接続点、等）をご教示願います。	後日、資料提供します。
78	発注仕様書	33	第1章	9	4	1)		電気引込工事	隣接する関連施設として「現施設」とありますが、具体的にどの施設を指すのか、ご教示いただけないでしょうか。 また、14頁に記載されている「第1受水槽」がこちらには送電に必要な設備として含まれておりませんが、33頁が正と理解してよろしいでしょうか	「現施設」とは第1章第1節1に示すとおり、高山市資源リサイクルセンター焼却施設です。 第1受水槽への送電については、p.14が正です。記載誤りですので発注仕様書p.33を訂正します。
79	発注仕様書	33	第1章	第9節	4	2)		水道引込み工事	「水道の取合点以降の引込み工事（量水器設置を含む）は、受注者の負担とする」とありますが、工事費以外に水道局へ負担金（水道利用加入金等）を支払う必要がある場合は、負担金については受注者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	水道の引き込みに関する負担金は必要ありません。
80	発注仕様書	33	第1章	第9節	4	2)		水道引込み工事	「既設の揚水ポンプ（三福町906-1）の能力が不足する場合は、揚水ポンプの入替え工事は受注者が行うこととする。」との要求がございますが、入替え要否の確認のため、以下の情報を開示いただけないでしょうか。 ・既設揚水ポンプの能力、機器仕様 ・既設資源リサイクルセンターの上水使用量（年間平均及び日最大） ・その他の施設への送水量 ・建設工事中に工事用水として採水可能な容量	・既設揚水ポンプの能力、機器仕様： 7.5kw、吐出量0.12～0.35m ³ /min、 揚程88.0～69.5m ・既設資源リサイクルセンターの上水使用量（R3実績） 運転時1炉あたり日平均:約32 m ³ 日最大(2炉運転時):約72 m ³ ・その他の施設への送水量:情報なし ・建設工事中に工事用水として採水可能な容量:情報なし
81	発注仕様書	44	第1章	第13節	1			建築構造設計基準・同解説	本件では煙突は建築物の高さに算入されないと考えてよろしいでしょうか。 仮に算入された場合「建築構造設計基準・同解説」により「高さが45mを超える建築物については時刻歴応答解析を実施し、国土交通大臣の認定を取得すること」が必要となり、全体工程に多大なる影響を及ぼすことから工期について貴市と別途、協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	建築物の高さに含まれないことを所管行政庁に確認済です。
82	発注仕様書	45	第1章	第13節	4	(4)		保険	「本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること」とございますが組立保険にて火災保険と建設工事保険の補償範囲をカバーできる場合は、組立保険にのみ加入し、補償範囲が重なってしまう火災保険や建設工事保険に個別に加入しなくても要求水準未達にはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	発注仕様書	53	第2章	第2節	2	2-2	3) (6)	プラットホーム出入口扉	開閉時間〔10秒〕に関して、保守点検が容易な国内生産製品採用を検討しております。この場合、開閉時間は15秒程度となりますが提案可能と考えてよろしいでしょうか。	〔 〕書きにより仕様を示されている箇所は、合理性や明確な理由があり、本市が妥当と判断した場合には変更を可としています。
84	発注仕様書	55	第2章	第2節	5	4)	(11)	ごみピット	「非常用排気ハッチを設けること。トップライトと非常用排気ハッチとの兼用も可とする。」に関し、積雪に関連するトラブル（すが漏れ等）を回避するために、ごみピット外壁上部に排煙窓を設置することで代用してよいでしょうか。	非常用排気ハッチの設置位置に指定はありません。
85	発注仕様書	56	第2章	第2節	6	1)	(9)	ごみクレーン	原則として工場棟からピット棟のクレーン走行レールレベルの点検箇所へ直接行ける扉を設けること。とございますが、点検動線上効率的で安全なホッパーレベルから直接行くことを提案してよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。 変更する場合は理由を明示してご提案ください。
86	発注仕様書	56	第2章	第2節	6	(特記)	(11)	ごみクレーン	「自動清掃が出来る窓の構造など」とは、人力を不要とする清掃方法を行う前提の構造と解釈しますが、経済性を考慮しつつ、清掃品質を得ることを前提に、清掃方法及び窓構造は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	仕様書に記載のとおりとします。

No.	資料名称	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
87	発注仕様書	56	第2章	第2節	7	1)		可燃性ごみ処理装置 形式は「2軸」とありますが、2軸破碎機は、処理対象である畳や木製家具（たんす等を想定）、布団の処理には不向きであり、粉塵・騒音・振動が切断式に比べ大きく、誤ってカセットコンロボンベやスプレー缶などが混入した際には爆発の危険性もあるため、プラットホームでの使用には不向きです。また、プラットホームにおいては、巻き込まれや転落による人的事故の可能性もあります。一方で、切断式はマットレスや畳、木製家具、木材などの大型可燃性粗大ごみの処理に適しています。2軸に比べ爆発や人的事故の危険性はほとんどなく、送り装置の送り量により、切断サイズを自由に変更することが可能です。以上の理由により、焼却施設の前処理ではギロチンが一般的に多く使用されていると認識しており、弊社も納入・運転いずれも実績を多く有する事から、切断式をご提案させていただきたいと考えますがよろしいでしょうか。	当市では2軸破碎機を採用している実績があるため、この形式より優位性が認められれば提案を可とします。
88	発注仕様書	56	第2章	第2節	7	1)		可燃性粗大ごみ処理装置 「形式　[2軸]」との記載がありますが、本仕様書記載の処理対象物においては、切断式（ギロチン式）破碎機を採用したほうが安定した処理が可能になると思われます。そのため、可燃性粗大ごみ処理設備としては、二軸破碎機ではなく、切断機で計画してもよろしいでしょうか。	No.87と同様です。
89	発注仕様書	64	第2章	第4節	1-2	3)	(1)	ボイラ鉄骨及びケーシング 材質について、「鉄骨　SS400　ケーシング　SS400」とありますが、発注仕様書P.22　1 使用材料規格に記載の「海外調達材料及び機器等を使用する場合～」に記載している内容を遵守することを条件で、ケーシングについてはSS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	第1章第5節1の内容を遵守することを条件に提案を可とします。
90	発注仕様書	65	第2章	第4節	1-3	3)	(1)	落下灰ホッパーシュート 材質について、「鉄骨　SS400　ケーシング　SS400」とありますが、発注仕様書P.22　1 使用材料規格に記載の「海外調達材料及び機器等を使用する場合～」に記載している内容を遵守することを条件で、ケーシングについてはSS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	No.89と同様です。
91	発注仕様書	66	第2章	第4節	3	2)		ボイラ給水ポンプ 数量は、確実な安全運転と実績を考慮した上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	[　]書きにより仕様が示されている箇所は、合理性や明確な理由があり、本市が妥当と判断した場合には変更を可としています。
92	発注仕様書	66	第2章	第4節	3	2)		ボイラ給水ポンプ 数量について、「[4] 基（1炉2基交互運転）」と記載されていますが、昨今の事例ではより省エネ化、省スペース化、省メンテ化の観点から2基(共通1台、予備1台)とすることもございます。数量については受注者提案とさせて頂く事をお認めいただけないでしょうか。	No.91と同様です。
93	発注仕様書	70	第2章	第4節	10	(特記)	(2)	復水タンク 「外部蒸気供給施設からの戻り配管を設けること。」とありますが、行きと戻り配管の取り合い点での条件（口径・還水温度・還水量（p.13より最大3t/hと想定）・還水圧力）をご教示願います。	行き 口径:125A 戻り 口径:40A 還水温度:[参考値]還水の配管外側温度は約30℃ 還水量:情報なし 還水圧力:情報なし
94	発注仕様書	70	第2章	第4節	9	(特記)	(2)	蒸気復水器 「全量タービンバイパス時に全量復水できる容量とする。」とありますが、全量タービンバイパス時の蒸気量（2炉夏季高質ごみ定格処理時のボイラ発生蒸気的全量から、脱気器加熱蒸気等、運転上必要不可欠なプロセス蒸気を差し引いた蒸気量）と解釈してよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりとします。
95	発注仕様書	72-84	第2章	第5節、第6節				排ガスに接する機器及び煙道 [　]内にて、材質を「耐硫酸露点腐食鋼」とありますが、酸露点腐食が発生しない雰囲気環境（水分、温度）とすれば、実績に基づいた適切な材料選定として一般的な炭素鋼を使用しても良いと解釈してよろしいでしょうか。（日本トップクラスの排ガス規制値からも問題の無い材料選定と考えております。）	発注仕様書に記載のとおりとします。
96	発注仕様書	83	第2章	第7節	7	3)	(2)	煙突高 煙突高　59.9 m（煙突天端標高を680mとする）と併記がありますが、詳細設計により建設地の標高GLが前後しますが、煙突天端標高680mを優先に遵守することでよろしいでしょうか。またその際の高さは内筒の天端と考えてよろしいでしょうか。	煙突高は59.9m、煙筒天端標高は680m以上とします。発注仕様書を訂正します。高さについてご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
97	発注仕様書	85	第2章	第8節	1	(特記)	(3)	灰冷却装置	「運転中の可燃性ガスは炉内に排出すること」とありますが、運転中に機内で発生する可燃性ガスが滞留しない対策を行えば、排出先は炉内に限定する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	灰冷却装置内に可燃性ガスが滞留せず、炉内に排出しなくても可燃性ガスを適正に処理できる提案があれば、提案の範囲とします。 変更する場合は理由を明示してご提案ください。
98	発注仕様書	91	第2章	第9節	1		3)	給水設備	生活用水についても非常時に1週間分確保できる提案を行うこと」とありますが、高山市給水装置施行基準では「受水槽の有効容量は、水質を保全し円滑な給水を保持するため、1日最大使用水量の4/10～6/10を標準とする」がございます。そのため1 炉運転使用量の7 日分以上の容量計算に関しては「地震対策マニュアル策定指針（厚労省）」の 応急給水目標の水量（3～10リットル/日人）をベースとし、飲用水は別途7日分確保する考えでよろしいでしょうか。生活受水槽を通常使用料より大きな容量とすると水質悪化の懸念があるため、飲料水はペットボトルによる貯留も提案可能と考えてよろしいですか。（その場合、本工事では初回の1回分を納品いたします）	発災直後の短期的な断水も想定されるため生活用水としての利用を考慮して下さい。災害対策として長期の対応については提案を認めます。
99	発注仕様書	100	第2章	第11節	1			設計基本条件	「関連施設（現施設、第1次埋立地污水处理施設、第2次埋立地污水处理施設、容器リサイクル施設、缶選別施設）への送電に必要な設備の工事」が工事範囲に含まれるとのことですので、これら全ての施設の受電点を示す平面図、および受電盤仕様、各施設の最大消費電力をご提示願います。	受電点を示す平面図、受電盤仕様、各施設の最大消費電力については、現施設において資料を閲覧することができます。閲覧を希望される場合は高山市資源リサイクルセンターまでお申し込みください。
100	発注仕様書	100	第2章	第11節	1			関連施設への送電	現施設敷地から第1次埋立地污水处理施設までの送電経路のご教示いただけないでしょうか。 また現施設敷地から第1次埋立地污水处理施設までの新設する電柱及び架線の占有許可は、貴市にご協力頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	送電経路は後日提示します。 後段については、ご理解のとおりです。
101	発注仕様書	100	第2章	第11節	1			設計基本条件	「発電により得られる電力は原則として本施設、周辺の関連施設等で全て利用するものとし、系統連系は行わない。」とありますが、焼却施設を立ち上げるためには電力系統から受電した電力を必要とすることから、発電電力は原則として本施設、周辺施設で全て利用し、「系統連系するが、系統への逆潮流は行わない」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	発注仕様書	100	第2章	第11節	1			基本設計条件	P.6に高山市資源リサイクルセンターは、新施設供用開始まで稼働するとありますが、電力会社から新施設と高山市資源リサイクルセンターへ一時的に並行して受電することは可能でしょうか。	可能です。
103	発注仕様書	103	第2章	第11節	6			動力制御盤	形式はコントロールセンターとなっていますが、設計検討の幅を広げ、より最適化を図るため、集合電磁盤の採用もお認めいただけないでしょうか。	[]書きにより仕様が示されている箇所は、合理性や明確な理由があり、本市が妥当と判断した場合には変更を可としています。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
104	発注仕様書	105	第2章	第11節	7-2			発電機監視盤	「特記(1)タービンと発電機が十分監視できる位置に設置すること。 (2)中央制御室のモニターコンソールで集中監視操作ができるように計画すること。」とあります。かつてはタービン発電機を中央制御室から直接監視可能とする規則がありましたが、現在は監視制御装置機能の発達に伴い、直接監視は必須とはされていません。事業者にて多数建設実績のある施設にて、直接監視でなく、発電機制御盤と中央制御装置間の情報通信などにより、十分な監視を実現しております。本事業においても、タービン発電機室と中央制御室の位置関係にかかわらず、十分監視可能なシステムを提案してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。 変更する場合は理由を明示してご提案ください。
105	発注仕様書	108	第2章	第12節	1	4)		計画概要	「現施設で使用している第1次埋立処分地、第2次埋立処分地、汚水処理施設の計装盤」の仕様書をご提示願います。	入札参加資格審査申請書の提出者に各計装盤の仕様書等の写しを提供します。
106	発注仕様書	108	第2章	第12節	1	4)		計画概要	「現施設で使用している1次埋立処分地、2次埋立処分地、汚水処理場の計装盤に相当するものを本施設に設置し、接続すること。」と記載がありますが、方式については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
107	発注仕様書	112	第2章	第12節	3	3)	(1)	カメラ設置場所	「カメラ設置にあたっては、監視対象とする範囲に死角ができないように配慮すること」とありますが、その下の表中のL既存埋立地については事業用地から外れており、かつ広大なため、死角ができないよう計画することが困難です。そこで既存埋立地については現施設で運用されているカメラ設置場所をご提示頂き、それを原則、踏襲するものとして検討してよろしいでしょうか	既存埋立地における監視カメラの設置位置等の情報を後日提供します。 現在の運用と同等以上となるようご提案ください。
108	発注仕様書	121	第2章	第13節	5	(特記)	(2)	洗車装置	同時洗車台数は2台とありますが、1日の洗車台数（日平均、最大）をご教示願います。	1日の洗車台数は平均2台、最大5台です。（令和3年度実績による）
109	発注仕様書	128	第3章	第1節	1	1)		造成工事	貴市にて実施する造成工事において、近隣家屋調査を行う場合は、その結果を開示いただけないでしょうか。	近隣家屋調査は実施しません。
110	発注仕様書	128	第3章	第1節	1	2)	(1)	敷地面積	建築確認申請（計画通知）を行う際の敷地面積及び敷地形状をご教示お願いいたします。もし今後の設定を予定されている場合は、予定の範囲面積をご教示願います。	後日、資料提供します。
111	発注仕様書	128	第3章	第1節	1	2)	(4)	建設用地	別途造成工事において本工事敷地内の排水設備（雨水側溝、枡）も整備されるという理解でよろしいでしょうか。その場合の排水設備の仕様をご提示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 排水設備の図面は後日提供します。
112	発注仕様書	129	第3章	第1節	1	2)	(7)②	計画地盤高さ	計画地盤高さ620.1mに関し、別添資料 5「別途造成計画平面図、本工事着工前の引渡し範囲」では620.4m～619.8mの片流れ地盤となっております。煙突天端標高を 680m とすることと、建築外構工事との取り合いを考え、FH=620.1にフラットとして周囲に側溝を設置していただくことはできないでしょうか。または、上記が不可の場合、620.1mより高い部分の造成地盤と造成排水側溝を620.1以下に調整いただくことは可能でしょうか。	造成地の計画地盤高を変更しましたので、後日提供する修正後の別添資料5を参照してください。
113	発注仕様書	129	第3章	第1節	1	2)	(7)③	電気給排水設備の取合点	・上水：取合い点での管径、水圧、土被り（深さ） ・下水：取合い点での管径、土被り、許容放流量（ご指定ある場合） ・雨水：取合い点の構造、レベル 上記の内容に関しご教示願います。	後日、資料提供します。
114	発注仕様書	129	第3章	第1節	1	2)	(7)⑤	重量規制	重量規制 30tとの記載がありますが、その設定根拠や規格、該当範囲など詳細をご教示いただけないでしょうか。	計量機の最大秤量と同じ重量規制を30tとしており、該当範囲は計量器周辺です。 工事用車両には適用しません。
115	発注仕様書	129	第3章	第1節	1	2)	(7)⑥	工事範囲エリア	工事範囲は別添資料 5「別途造成計画平面図、本工事着工前の引渡し範囲」のうち、別途造成工事にて造成される平地約9,000m2の範囲及び計量棟を設置する部分と考えてよろしいでしょうか。	別添資料5に工事範囲を追加し、後日提供します。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
116	発注仕様書	129	第3章	第1節	1	3)	(3)	仮設道路・事務所	現場事務所設置可能位置である現場外駐車場は、奥にあるおもちゃ病院への通路を兼ねているが、現場事務所使用にあたっておもちゃ病院への進入口を増設する等の動線変更を行ってもよろしいでしょうか。	仮設計画の提案の範囲とします。
117	発注仕様書	130	第3章	第1節	1	5)		測量及び地質調査	「提供する測量図」の測量図をご教示願います。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。
118	発注仕様書	133	第3章	第2節	1	2)	(1) ① (ト)	プラットホーム	「各ごみ投入扉付近の柱から柱にワイヤーを張り中に丸環を通しロープを下げ安全帯を取付けること。」に関し、各投入扉両脇に安全帯をかけるための打ち込みタラップを設置することとしてもよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりとします。
119	発注仕様書	133		第2節	1	2)	(1)	プラットホーム	「プラットホームはトップライト、又は窓からできるだけ自然光を採り入れ」とありますが、積雪を考慮し、トップライトは採用せずハイサイドライト等により自然光を取り入れるよう計画することも可と考えてよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
120	発注仕様書	135	第3章	第2節	1	2)	(10)	③休憩室	25人程度とあるため、テーブル及び椅子は25人分と考えてよろしいでしょうか。（別添資料9：什器・備品リストには4人掛けテーブル8台、椅子32脚と記載あり） また「給湯室を兼ねる計画とすること」とありますが、兼用できない理由がある場合は給湯室を別の部屋としてもよろしいでしょうか。	テーブル及び椅子はご理解のとおりです。別添資料9を修正します。
121	発注仕様書	135	第3章	第2節	1	2)	(10)	④洗濯・乾燥室	別添資料9：什器・備品リストに乾燥室1室（20人分）とありますが、発注仕様書を正とし、洗濯室と乾燥機室を1室にまとめて、洗濯・乾燥室としてよろしいでしょうか。	洗濯室と乾燥室は分けてください。
122	発注仕様書	135	第3章	第2節	1	2)	(10)	⑥仮眠室	別添資料9：什器・備品リストに仮眠室（洋室）とあり、座布団4人分、テーブル4人分と記載ありますが、和室（畳）と考えてよろしいでしょうか。	和室の提案も可とします。
123	発注仕様書	135	第3章	第2節	1	2)	(10) -⑥	仮眠室	「男女別に各一部屋設置すること」とありますが、仮眠を行うと想定される夜間に複数人同時に仮眠をとる事は考えにくいことから、扉を施錠可能とすることにより一部屋としてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりとします。
124	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(2)	事務室	可動間仕切りとは、スライディングウォール（移動間仕切り）と考えてよろしいでしょうか、またはスチールパーティション（可動間仕切り）でしょうか。また、2分割する場合の、机・椅子（20人分）の振り分けの想定はございますでしょうか。	稼働間仕切りは、スライディングウォールを想定しています。 机・椅子は2等分を想定しています。
125	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(2)	事務室	「職員20名程度で計画すること」とありますが、この人数には計量棟、プラットホーム係員及び清算手続き係員も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、作業効率の大幅な向上と少人数化が可能となる提案を行う事により、係員の執務場所を最適化することと併せて、事務室の職員人数に関しても提案させて頂いてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりとします。
126	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(3)	会議室	パーティションとは、衝立ではなくスライディングウォール（移動間仕切り）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(3)	会議室	会議室は40名程度と記載があるため、長机および椅子は40人分と考えてよろしいでしょうか。（別添資料9：什器・備品リストには、長机・椅子20人分と記載あり。）	ご理解のとおりです。別添資料9の記載を修正します。
128	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(3)	会議室	床は維持管理を考慮しタイルカーペットの採用も可と考えてよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
129	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(5)	玄関	職員用の玄関に配置する下足箱および傘立ては、20名分（職員20名程度のため）と考えてよろしいでしょうか。（別添資料9：什器・備品リストには、下足箱35名分、傘立て30名分と記載あり。）	清掃委託事業者等の職員以外の利用も想定しており、別添資料9のとおりとします。
130	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(6)	その他	職員の更衣室は20名のロッカーを計画し、男女比は男：女＝3：2程度と考えてよろしいでしょうか。（別添資料9：什器・備品リストには、ロッカー30名分と記載あり。）	ロッカーは30名分、男女比は男：女＝4：1程度として下さい。
131	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(6)	②制作工房	制作工房の利用者、目的、利用方法、必要電源などのユーティリティーについてご教示願います。	利用者：イベントに参加する一般市民及びイベント講師等 使用目的：リサイクル関連イベント 利用方法：木工製品の修理体験等 必要電源：5ヶ所程度

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
132	発注仕様書	136	第3章	第2節	1	3)	(6)	⑧給湯室	⑧給湯室を設けることと記載がありますが、第3章第2節.1.3). (2)事務室の「給湯できる場所」がそれに該当すると考えてよろしいでしょうか。	「給湯できる場所」は事務室内に設け、「給湯室」は別途設けてください。
133	発注仕様書	137	第3章	第2節	1	3)	(6)	⑫研修室及び会議室	研修室及び会議室は災害時等に避難所として利用することを想定し必要な機能、備蓄等について配慮すること。とございますが、高山市地域防災計画（地震対策編）の避難所の施設設備の整備基準に記載のある避難所開設に必要な施設設備－貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等は高山市にて用意されるものとし、イ 避難所生活の環境を良好に保つための設備－換気、照明、暖房等 ウ 要配慮者への配慮－スロープ、障がい者用トイレを本事業で整備すればよろしいでしょうか。	研修室、会議室は災害時に避難者の受け入れスペースとしての活用を想定しており、研修室・会議室のみで避難所機能を全て充足させるのではなく、施設全体で避難所としての機能を高めるような提案をいただきたいと考えています。
134	発注仕様書	138	第3章	第2節	1	4)	(4)	防災備蓄倉庫	「1階を倉庫として利用し、車両（ホロ付きトラック含む）を横付けできるなど、物資を容易に搬出可能な構造とする。」との記載がありますが、エレベータなどをもうけることで搬出入を容易化可能であれば、必ずしも1階に配置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	停電時でも稼働可能なエレベーター等を設けることで搬出入を容易化可能であれば、必ずしも1階に配置する必要はありません。
135	発注仕様書	138	第3章	第2節	1	4)	(5)	電池ステーション	電池ステーション設置場所の予定されている寸法は別途資料1_ごみ処理施設基本計画書P120に記載通り6m×7mと考えてよろしいでしょうか。	電池ステーション設置場所の予定されている箇所の面積は提案の範囲とします。
136	発注仕様書	138	第3章	第2節	1	4)	(5)	電池ステーション	将来電池ステーションを設置することを想定し、地下に発電機からの配線をする。とございますが、発電機電源系統の幹線を配線できる将来用埋設配管を見込むことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	発注仕様書	139	第3章	第2節	2	2)	(4)	残土	(4) 本事業で発生した残土は原則として場内処分とすること。 とございますが別途造成工事の残土は場内に残らないものと考えてよろしいでしょうか。また、本事業での埋め戻し用として造成工事の残土を造成工事事業者に残しておいていただくなども造成工事事業者と調整可能と考えてよろしいでしょうか。	造成工事の残土についても場内処分としています。後段については調整可能です。
138	発注仕様書	139	第3章	第2節	2	3)	(4)	躯体構造	工場棟の構造体は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」のⅡ類（重要度係数I=1.25）に位置付けられており、「建築構造設計基準」ではⅡ類の場合には原則として基礎杭の二次設計を行うことが求められています。仮に基礎構造を杭基礎とした場合、基礎杭の二次設計は杭軸力に対してだけではなく、水平力に対しても行うものと考えてよろしいでしょうか。	「建築構造設計基準」等に準じて、適切に耐震設計をしてください。
139	発注仕様書	143	第3章	第2節	4	1)	(5)	建築仕様	記述中にOP（オイルペイント）とあるのはSOP（合成樹脂エマルジョンペイント）と読み替えてもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。 変更する場合は理由を明示してご提案ください。
140	発注仕様書	144	第3章	第3節	1			別途造成工事	FH=620.1m、約9,000m2の周囲に別途造成工事で設置される雨水排水側溝には蓋が設置されていますでしょうか。ない場合には別途造成工事で設置をお願いしますでしょうか。	敷地造成部に設置される雨水排水側溝には全て蓋を設置します。
141	発注仕様書	144	第3章	第3節	2			外構工事	外構工事の範囲が不明ですが、外構工事範囲は、別途造成工事にて造成される平地約9,000m2の範囲及び計量棟を設置する部分と考えてよろしいでしょうか。	別添資料5に工事範囲を追加し、後日提供します。
142	発注仕様書	145	第3章	第3節	3	6)		門・囲障工事	門・囲障の設置範囲が不明です。フェンスは約9,000m2の周囲と考えてよろしいでしょうか。また門柱門扉の設置位置、数量をご教示願います。	門は、造成工事で敷地南端付近に設ける工事用道路の西端（道路との出入口）の位置です。本工事では囲障の配置は不要ですが、提案は可とします。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
143	発注仕様書	147	第3章	第4節				建築設備リスト	「各室の建築機械設備工事は以下に示す「建築設備リスト」を参考に計画すること、必要な諸室や項目があれば、適宜追加・削除し、リストを補足・完備すること。」とございますが、数値なども仕様書を満足させる範囲において、事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。（例：省エネの観点から炉室の換気回数10回⇒回数ではなく性能保証値満足のための計画）	ご理解のとおりです。
144	発注仕様書	153	第3章	第5節	3			外灯設備工事	外灯の設置範囲が不明ですが、約9,000m2の範囲及び計量棟を設置する部分と考えてよろしいでしょうか。	別添資料5に工事範囲(外灯設置範囲)を追加し、後日提供します。
145	発注仕様書	154	第3章	第5節	4	3)	(1)	拡張放送設備工事	（市役所屋内放送）とあるのは新施設におけるの拡声放送を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 記載誤りですので発注仕様書を訂正します。
146	発注仕様書	154	第3章	第5節	4	8)		防犯警備設備工事	「適切な場所に防犯カメラを設置すること」とありますが、設備機器の維持管理の合理化を考慮して、第2章第12節に示されている I T V 装置にこの機能を一本化してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
147	別添資料							発注仕様書と別途資料の扱い	発注仕様書と別途資料に齟齬がある場合、発注仕様書を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	別添資料3							事業用地範囲図、 煙突可能範囲図	当該資料につきまして計画に必要となるためCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。
149	別添資料3							事業用地範囲	本資料で説明している事項は凡例にある項目のみであり、緑線はあくまで参考と理解してよろしいでしょうか、また、既存資源リサイクルセンター内の撤去・改造、車庫棟の解体工事などは本工事範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	別添資料5							事業用地範囲	事業用地範囲が記載してあるCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札参加資格審査申請書の提出者に提供します。
151	別添資料8							各種設備取合点及び騒音・振動評価地点	給水、排水の各取合点は別添資料3の事業用地範囲外となっております。この取合点での繋ぎ込み及びそれに伴う付帯工事（掘削、道路舗装等）も発注範囲内に含まれると理解してよろしいでしょうか。また、この給水管、排水管に関係ある現施設及び周辺施設との工事日程調整は受注者が貴市と協議して決定できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	別添資料8							各種設備取合点及び騒音・振動評価地点	場外余熱利用施設 老人福祉施設へ送った蒸気は復水化された後、返送されるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、復水配管の取合点は蒸気配管接続点と同じ位置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	別添資料							別添資料9	別添資料9 什器・備品リストに（参考）の表記がございますが、個数等の詳細は実施設計時に協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	落札候補者選定基準書	4	4	2)				価格審査の点数化方法	定量化限度額と低入札調査基準価格はそれぞれ設定されるものと理解致しますが、設定額は定量化限度額＞低入札調査基準価格となると理解してよろしいでしょうか。	定量化限度額及び低入札調査基準価格はそれぞれ設定しており事後公表としていますので関係性を示すことはできません。
155	建設工事請負契約約款(案)	1	第1条	2	(4)			不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう、とありますが、この中にウクライナ情勢（中国と台湾、韓国と北朝鮮などを含む）のような戦争が起因する遅延・追加費用は不可抗力リスクとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	建設工事請負契約約款(案)	2	第5条	2	第5項			著作権の譲渡等	発注者様から使用や指定があった物を利用した場合には、5項の限りではない、と解釈して差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
157	建設工事請負契約約款（案）	7	第19条	3	(3)			設計変更	請負代金額の100分の1に至るまでは受注者負担、それを超過した部分は発注者が負担すると記載があります。受注者が負担する場合でも、負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約約款(案)に記載のとおりです。
158	建設工事請負契約約款(案)	7	第20条		第1項			工事の中止	「天災等」には一般論として、新型コロナウイルス等の感染症の流行も含まれ得ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	建設工事請負契約約款(案)	7	第22条		第1項			受注者の請求による履行期間の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行に関連するものも含まれ得ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	建設工事請負契約約款（案）	8	第26条	6				賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	直接および間接を問わず、参加資格申請時点で勃発している戦争および新型コロナウイルス等により日本国内で急激なインフレ、デフレが生じた場合、予期することのできない特別な事情との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	建設工事請負契約約款(案)	8	第30条		第1項			不可抗力による損害	「天災等」には一般論として、新型コロナウイルス等の感染症の流行も含まれ得ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	建設工事請負契約約款（案）	9	第30条	5	(1)			不可抗力による損害	損害を受けた工事目的物の残存価値の評価額は発注者と受注者が合意した額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	建設工事請負契約約款（案）	10	第32条の2					教育及び訓練	教育、訓練に必要な費用は受注者負担とありますが、発注者の施設運転担当者の直接給与等については発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	建設工事請負契約約款（案）	14	第48条の3	2				談合その他不正行為があった場合の違約金等	受注者は談合その他不正行為があった場合、違約金等(請負代金額の10分の1)を支払う旨規定されていますが、本項後段に改めて請負代金額の10分の1を支払うと明記されています。あくまでも受注者は請負代金額の10分の1のみ支払うという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約約款(案)に記載のとおりです。
165	建設工事請負契約約款（案）	16	第57条	7				契約不適合責任期間	「受注者への通知」は書面で通知いただくものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	建設工事請負契約約款(案)	16	第58条		第1項			火災保険等	受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。とありますが、建設工事保険もしくは組立保険で火災損害が補償対象内となっている場合においては、別途火災保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	建設工事請負契約約款（案）	18	第62条					国等の行う検査	破壊検査時の破壊する程度については、第32条2項に規定されている最小限度の破壊と同等であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	建設工事請負契約約款（案）	18	第62条					国等の行う検査	本項記載の「指摘金額」「利子」「加算金」の定義をご教示いただけないでしょうか。	建設工事請負契約約款(案)に記載のとおりです。
169	建設工事請負契約約款（案）	18	第62条					国等の行う検査	本項記載の「指摘金額」の負担については、明らかに受注者の責任がある場合と限定していただけないでしょうか。	建設工事請負契約約款(案)に記載のとおりとします。